

碧南市景観計画の策定について（報告）

1 計画策定の趣旨

碧南市景観計画（以下「計画」という。）は、平成19年3月に策定した碧南市景色づくり基本計画の考え方を継承しつつ、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画に移行することで、本市が持つ様々な景観資源の利活用・再生・創造をし、市民及び地域の結びあい並びに新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的とするものである。

2 計画の名称

碧南市景色づくり計画（碧南市景観計画）

3 計画の期間

令和3年からおおむね10年間

4 計画の策定経過等

(1) 景色づくり委員会等における審議

学識経験を有する者を始め商業、農業及び建築業の団体の代表者5名、公募した市民6名並びに愛知県職員のオブザーバー3名の合計14名で組織する景色づくり委員会において、計画の策定内容の審議を行った。また、その下部組織として、庁内の作業部会を組織し、計画の策定内容の検討を行った。

(2) 審議及び検討の経過

ア 景色づくり委員会の日程及び審議内容

(ア) 第1回（平成22年12月22日）

景観計画策定体制

(イ) 第2回（平成23年2月16日）

景観計画区域の設定

(ウ) 第3回（平成23年6月24日）

地域区分の設定

(エ) 第4回（平成23年8月22日）

良好な景観の形成に関する方針

(オ) 第5回（平成23年11月11日）

建築物の建築、工作物の建設、開発行為等の行為（以下「行為」という。）の制限の基本的な考え方

- (カ) 第6回（平成24年1月10日）
良好な景観の形成のための行為の制限
- (キ) 第7回（平成24年2月29日）
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
- (ク) 第8回（平成25年1月11日）
届出制度及び景色づくりの推進に向けて
- (ケ) 第9回（令和元年6月5日）
景観計画全体（案）
- (コ) 第10回（令和2年1月9日）
景観計画全体（案）

イ 庁内の作業部会の日程及び検討内容

- (ア) 第1回（平成22年12月30日）
景観計画策定体制
- (イ) 第2回（平成23年1月7日）
景観計画区域の設定
- (ウ) 第3回（平成23年6月1日）
地域区分の設定
- (エ) 第4回（平成23年7月21日）
良好な景観の形成に関する方針
- (オ) 第5回（平成23年9月29日）
良好な景観の形成に関する方針
- (カ) 第6回（平成23年12月6日）
良好な景観の形成のための行為の制限
- (キ) 第7回（平成24年2月3日）
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
- (ク) 第8回（平成24年11月27日）
届出制度及び景色づくりの推進に向けて
- (ケ) 第9回（令和元年5月21日）
景観計画全体（案）
- (コ) 第10回（令和元年12月24日）

景観計画全体（案）

ウ その他

（ア）市議会 令和２年６月１９日 中間報告

５ パブリックコメントの結果

資料２のとおり

６ 計画（案）の概要

資料３のとおり

７ 今後の予定

（１）令和２年１１月

景色づくり委員会にて中間報告内容の修正のための審議を行う。

（２）令和３年１月

碧南市都市計画審議会にて計画の審議を行う。

（３）令和３年３月

市議会にて景観条例の審議及び景観計画の報告を行う。

（４）令和３年４月

計画策定及び公表を行う。